



10月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

2026年10月～

短時間労働者の

社会保険料負担を支援する制度が始まります



☆ どのような制度ですか？



制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の保険料が軽減されます。
事業主は軽減分を一時的に負担しますが、一定期間経過後に支払う保険料からその分が
全額控除されるため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。

月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※保険料額はイメージです。



負担軽減の割合は月収に応じて異なります。
また、制度3年目は割合が半減します。

☆ どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降、任意特定適用事業所※の対象となることができる事業所

※任意特定適用事業所：特定適用事業所の基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づく
事業主の申し出により、短時間労働者を加入対象とすることができます。

※2026年9月30日以前に任意適用事業所となった事業所は、対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後社会保険の適用拡大により短時間労働者が新たに加加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数を指します

☆ どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|----------|
| ① 週の所定労働時間が20時間以上
(フルタイムの3/4未満) | ② 月収が13万円未満
(標準報酬月額が12.6万円以下) | ③ 学生ではない |
|------------------------------------|----------------------------------|----------|

★10月の営業土曜日は以下のとおりです。

3日(土)	休
10日(土)	休
17日(土)	営業(労務)
24日(土)	休
31日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

